（公印省略）

吉介介第８１号

令和６年３月１５日

介護サービス事業所　御中

吉岡町長　柴﨑　德一郎

（介護福祉課）

　　　介護報酬における地域区分の適用について（通知）

日頃より本町の高齢者福祉の推進につきましては、格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、令和６年４月の介護報酬改定により、次のとおり地域区分が適用となりますので、お知らせします。

１　吉岡町の地域区分

**令和５年度「その他」 ⇒ 令和６年度「７級地」**

２　留意事項

・地域区分は、事業所が所在する市町村の地域区分が適用されます。

・令和６年４月利用以降のサービス提供に係る報酬を請求する際には、請求ソフトの地域区分を変更してください。また、令和６年３月以前のサービス提供に係る報酬を請求する際には、地域区分「その他」で請求していただく必要がありますのでご注意ください。

・「７級地」は、隣接地域と同等区分の引き上げ適用による特例であり、令和６年度から令和８年度までの間に適用される地域区分です。

・地域区分を誤って請求した場合、エラーとなりますのでご注意ください。

・介護予防・日常生活支援総合事業における地域区分は、介護（予防）給付とは異なり、吉岡町に住民登録のある被保険者に適用されます。令和６年４月以降の請求は「７級地」で行ってください。ただし、住所地特例対象者については、施設所在地の市町村の単位及び単価が適用されます。

・今回の地域区分の変更に伴っての加算等の変更届（介護給付費等の請求に関する事項）の本町への届出は不要です。

・その他ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

介護福祉課　介護高齢室　松岡

電話　０２７９－２６－２２４７（直通）